

青森県報

第四千五百号

平成三十年
九月十日
(月曜日)

目次

- 介護保険法による居宅サービス事業者の指定……………(高年齢福祉課) ……一
- 介護保険法による指定居宅サービス事業者の居宅サービス事業の廃止の届出……………(同) ……一
- 介護保険法による介護医療院の開設許可……………(同) ……一
- 飼料の試験の結果の概要……………(畜産課) ……二
- 道路の区域の変更……………(道路課) ……三
- 青森県指定金融機関等の指定の一部改正……………(会計管理課) ……三
- 建設業者の許可の取消し……………(中南部地域) ……三
- 右 同……………(同) ……三
- 右 同……………(下北地域) ……四

公 告

告 示

青森県告示第六百三十二号

介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

平成三十年九月十日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名 株式会社 ネット プラザ	名称 又は 名	主たる 事務所 又は 住所	居宅サ ビスの 種	居宅サ ビス事 業を 行う 所	名 称 所 在 地	指 定 年 月 日
北津軽郡 鶴田町 大字 境字 北原八 の六	訪問介 護	訪問介 護事 業所 タン ポの 丘	北津軽郡 鶴田町 大字 境字 北原八 の六	平成 三〇・ 九・一		

青森県告示第六百三十三号

介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第七十五条第二項の規定により、次の指定居宅サービス事業者から居宅サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法第七十八条第二号の規定により公示する。

平成三十年九月十日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅サ ビス事 業者	居宅サ ビスの 種	居宅サ ビス事 業を 行う 所	廃止の 届出 年月 日	廃止 年月 日
氏名 又は 名	主たる 事務所 又は 住所	名 称 所 在 地	平成 三〇・ 五・三	平成 三〇・ 七・三
社会福祉 法人 伸康 会	弘前市 大字 独狐 一 字 石 田 一 二 一 の 一	みん なの サー クル 弘前 店 の 七		
株式会 社 ライ フ ア リー ナ	弘前市 大字 新 町 一 六 七 の 一	黒石 市 大 字 浅 瀬 石 字 扇 田 三 七 九	三〇・ 八・二	三〇・ 九・五

青森県告示第六百三十四号

介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第七十七条第一項の規定により、次のとお

り介護医療院の開設を許可したので、同法第百十四条の七第一号の規定により公示する。

平成三十年九月十日

青森県知事 三 村 申 吾

介護医療院の開設者	介護医療院	許月日可
名称又は氏名	名称	所在地
主たる事務所の所在地又は住所	所在地	年許月日可
医療法人白生会	白生会介護医療院	平成三十一年
五所川原市字旭町二〇の六	五所川原市字中一平井町一四二	

青森県告示第六百三十五号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第五十六条第一項の規定により平成三十年七月六日、同月十三日及び同年八月九日取去させた飼料の試験の結果の概要は、次のとおりであるので、同条第七項の規定により公表する。

平成三十年九月十日

青森県知事 三 村 申 吾

製造事業場等の名称及び所在地	収去場所	飼料の名称	製造（輸入）年月	試験項目	違反の有無及び違反の内容
丸光水産株式会社 本社工場 八戸市諏訪二丁目26の16	同左	60%フイツシユミール	30.6	粗たん白質、粗灰分、水分	無
JA全農北日本くみあい飼料株式会社 八戸工場 八戸市大字河原木字海岸24番7	同左	くみあい標準配合飼料 パワータッチクZK後期	30.6	粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、カルシウム、ME、水分	無
JA全農北日本くみあい飼料株式会社 八戸工場 八戸市大字河原木字海岸24番7	同左	くみあい配合飼料 たまご工房DX	30.7	粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、カルシウム、TDN、水分	無
JA全農北日本くみあい飼料株式会社 八戸工場 八戸市大字河原木字海岸24番7	同左	くみあい配合飼料 スベシヤルポーケラッシュ	30.7	粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、カルシウム、TDN、水分	無
中部飼料株式会社 八戸工場 八戸市大字河原木字海岸24番地5	同左	マル中印種豚育成用配合飼料 MS育成期	30.8	粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、カルシウム、TDN、水分	無
中部飼料株式会社 八戸工場 八戸市大字河原木字海岸24番地5	同左	マル中印種豚飼育用配合飼料 ペロット授乳期	30.8	粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、カルシウム、TDN、水分	無
中部飼料株式会社 八戸工場 八戸市大字河原木字海岸24番地5	同左	マル中印幼すう・ブローラー 肥育前期用配合飼料 ヒナ餌付E	30.8	粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、カルシウム、ME、水分	無

青森県告示第六百三十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成三十年十月九日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成三十年九月十日

青森県知事 三 村 申 吾

1	図面番号	道路の種類	路線名	変更の区間 八戸市大字鮫町字赤コウ五五の一三六から 八戸市大字鮫町字棚久保一四の四二まで	変更の前後別	敷地の幅員	敷地の延長	備考
	県道	八戸階上線	前		七・四メートルから 一・五二メートルまで	四五七・六〇メートル	後	七・七メートルから 三二・四一メートルまで

青森県告示第六百三十七号

昭和五十四年十月一日青森県告示第八百六号（青森県指定金融機関等の指定）の一部を次のように改正する。

平成三十年九月十日

青森県知事 三 村 申 吾

第一号の表中

本店営業部幸畑 青森市幸畑五丁目
出張所

を削る。

平成三十年九月十日

青森県知事 三 村 申 吾

公 告

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

一 商号又は名称 株式会社いっちょう
二 代表者の氏名 一町田務
三 主たる営業所の所在地 弘前市大字賀田一丁目一二の四
四 許可番号 青森県知事許可（般―二九）第二〇〇三六一号
五 取消年月日 平成三十年八月二十一日
六 取消しに係る建設業の許可 板金工事業に係る一般建設業の許可
七 取消しの原因となった事実
平成三十年三月二十六日前記建設業者が合併又は破産手続開始の決定以外の事由により解散したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

平成三十年九月十日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 有限会社東和建設
- 二 代表者の氏名 佐々木キヨエ
- 三 主たる営業所の所在地 弘前市大字平岡町八〇
- 四 許可番号 青森県知事許可(般―二六)第一二二一〇号
- 五 取消年月日 平成三十年八月二十二日
- 六 取消しに係る建設業の許可
建築工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
平成三十年七月十五日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成三十年九月十日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 館脇板金
- 二 氏名 館脇豊
- 三 主たる営業所の所在地 下北郡佐井村大字佐井字古佐井川目二四の一
- 四 許可番号 青森県知事許可(般―二六)第一六九三二号
- 五 取消年月日 平成三十年八月二十三日
- 六 取消しに係る建設業の許可
屋根工事業及び板金工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
平成二十九年十二月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二問屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭